議案第63号

静岡市国民健康保険条例の一部改正について

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例(平成16年静岡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「第82条第3項」を「第82条第7項」に改める。

第11条第 1 号中「100分の5. 38」を「100分の6. 08」に改め、同条第 2 号中「23, 900円」を「24, 900円」に改め、同条第 3 号ア中「18, 900円」を「20, 900円」に改め、同号イ中「9, 450円」を「10, 450円」に改め、同号ウ中「14, 175円」を「15, 675円」に改める。

第14条中「61万円」を「63万円」に改める。

第18条中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条第1項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保 険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。